

# 経営相談コーナー



当センターでは、中小企業者等が抱える経営、金融等様々な問題の相談に応ずるため、マリオスラ階に総合相談窓口を設けておりますので、気軽に相談ください。

**Q** 事業を始めたいと思っています。会社として法人を設立するのと、個人事業として始めるのではどちらが良いでしょうか。

**A** 個人事業と法人事業の違いを以下に整理してみます。

## 個人事業

- メリット
- ・ 開業時の費用・手続きが少なくて済む。
  - ・ 開業後の手間も簡便に済む。
- デメリット
- ・ 法人に比べ、信用力が劣る。
  - ・ まとまった事業資金が集めにくい。
  - ・ 儲け(所得)が多いと、累進課税が課される。

## 会社事業(法人)

- メリット
- ・ 個人に比べ、銀行や取引先などに対する対外的な信用が高い。
  - ・ 求人面でも、個人事業よりは有利となる。
  - ・ 儲けが多くなっても、一定の税率で済む。
- デメリット
- ・ 設立までの手続きが複雑で面倒である。
  - ・ 事業開始時に資本金が必要である。(注記参照)

以上のように、それぞれにメリット・デメリットがありますが、最大のポイントは「これから始めようとする事業が、法人である必要があるかどうか」です。

次のような場合には、法人を選択したほうが良いでしょう。

- ・ 法人であることが、取引先との取引条件である場合
- ・ 事業開始当初から、多額の資金が必要と見込まれる場合
- ・ 事業開始当初から、(多くの)従業員を雇う予定がある場合
- ・ 事業開始当初から、ある程度の利益が見込まれ、以後も、事業拡大していく場合

以上のような基準を参考に、事業形態を決定してください。

**Q** 会社を設立するにはどのような手続きが必要ですか。

**A** 会社設立手続きの流れは、会社の種類によって若干異なります。

ここでは株式会社を例にとって説明します。

最初に決めておかなければならない事項がいくつかあります。

それは、「会社名」、「本店所在地」、「資本金の額」(注記参照)、「出資者と出資割合」、「事業目的」、「決算期」、「役員」です。

これらの事項は、会社設立の手続きを司法書士等に依頼する場合であっても自分で決めておかなければならないものです。なお、会社名については、候補を3つほど考えておく方がいいでしょう。

次に、会社設立の手続きですが、会社設立の流れは次のようになります。

- ・ 類似商号の調査
- ・ 役員・出資者の印鑑証明取得、会社の代表印の作成
- ・ 定款(会社の商号・事業目的などの重要決定事項を記載した書類)の作成
- ・ 定款の認証
- ・ 出資金の払込、保管証明書の取得
- ・ 創立総会の開催(総会において、取締役・監査役を選任)
- ・ 設立登記(申請書類作成・登記申請)

上記の中で、「類似商号の調査」と「定款の作成(とくに事業目的の記載)」が事業を営む上で重要なポイントとなります。

設立手続きはかなり煩雑ですが、これらの重要ポイントをきちんと押さえておけば、司法書士に依頼しないで自分で手続きすることも可能です。しかし、スムーズに手続きを進めるためには司法書士などの専門家に相談することをお勧めします。

なお、開業しようとする業種によっては許認可手続きや各種届出が必要な場合もあります。これらに関しましては当センターの「創業者ハンドブック」に詳細を記載しておりますので、そちらを参考にしてください。

## 注記 最低資本金の特例制度について

会社設立のために最低必要な資本金は、有限会社300万円、株式会社1千万円となっています。しかし、平成15年2月、新事業創出促進法が改正されました。このなかで、資本金が最低額に満たない会社でも、以下の処置により設立手続きができる特例(最低資本金規制特例)が制定されました。

特例制度の主な内容は以下のとおりです。

対象者： これまでに事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に会社を設立する場合で、その会社を通じて事業を開始する具体的な計画を有する場合です。

対象の形態： 有限会社、または株式会社を設立する場合に適用されます。

申請期間： 受付は平成15年2月から平成20年3月31日までです。

申請先： 岩手県(東北地方)の場合は、仙台市にある東北経済産業局になります。

## 最低資本金特例を受けた会社の義務と形態変更の特例

本特例を受けた会社は、会社設立後5年以内に最低資本金(有限会社300万円、株式会社1千万円)を満たす資本金を用意しなければなりません。これができない場合は、会社は解散となりますが、特例により合名会社または合資会社などの形態に変更することもできます。(特例を受けた株式会社の場合は、資本金が300万以上であれば、有限会社への形態変更も認められます。)

申請手続きは、定められた書類を経済産業省(東北の場合は仙台市にある経済産業局)に直接提出してください。(郵送可)

なお、事業計画の内容が不十分と判断されれば、特例が認められない場合もあります。

申請方法に関する説明資料は当センターでも配布していますが、経済産業省のホームページでもご確認ください。

URL

<http://www.meti.go.jp/policy/minicap/index.html>

なお、本制度が適用されても、会社の登記手続きに要する諸費用は従来と変わりません。

お問合わせ先

新事業支援課

TEL 019-621-5070 FAX 019-621-5481

URL <http://www.joho-iwate.or.jp/info/sogyo> E-mail [joho@joho-iwate.or.jp](mailto:joho@joho-iwate.or.jp)